

高等学校部会における検討事項（案）

「論点整理」を踏まえ、一人一人の生徒が、義務教育を基盤として、①十分な知識・技能と、②それらを基盤にして答えのない問題に自ら答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力等と、③これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度とを身に付けていくことができるよう、教育課程の在り方等について、「共通性の確保」と「多様化への対応」の観点を軸として検討する。

1. 高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力について

(1) 高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力について

(2) 教科・科目等の構成及び単位数について

2. カリキュラム・マネジメントについて

3. アクティブ・ラーニングの視点をいかした学習・指導の改善について

4. 学習評価の在り方について

1. 高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力について

(1) 高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力について

<現状>

現行学習指導要領の策定にあたっては、学校教育法に定められた高等学校の目的・目標規定を踏まえ、「各教科・科目において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、知識・技能を活用する学習を重視すること」、「各教科・科目において、義務教育と高等学校との間の系統性を重視した円滑な接続を図ること」、「豊かな心や健やかな体の育成のため、道徳教育の充実や健やかな心身の育成についての指導の充実を図ること」が重視された。

その中で、学習指導要領に定める高等学校の必修教科・科目は「高等学校とは何か」ということを学習内容の面から国が示したものと整理された。この考え方は、中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校部会の「審議まとめ」（平成26年6月）においても、高等学校において全ての生徒が身に付けるべき「コア」の内容を、教科・科目等の形で示しているものとして捉えられている。

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会がより一層身近なものとなっていることを踏まえ、高等学校を卒業する段階で身に付けておくべき力は何かを明確に示すことが求められている。また、初等中等教育最後の教育機関として、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育み、キャリア発達を促す「キャリア教育」の視点も重要である。

さらに、平成26年12月には中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」が示され、高等学校教育、大学教育を通じて育むべき資質・能力の明確化が図られている。

これらを踏まえて、高等学校の教育課程全体において、育成すべき資質・能力を「共通性の確保」と「多様化への対応」の視点で検討する必要がある。

なお、学校として、育成すべき資質・能力を明確化している例として、福島県立ふたば未来学園高校では、学校全体で議論を重ね、育成すべき資質・能力を「人材育成要件・ルーブリック」として、いわゆるルーブリック形式で示している。

<検討事項>

共通性の確保：高等学校教育を通じて、共通に育成すべき資質・能力の視点

- ・各教科等において育成すべき資質・能力の検討状況を踏まえて、高等学校教育を通じて共通に育成すべき資質・能力を明確化することについて → **資料3 参照**

○学校教育法

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成

するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健康やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

多様化への対応：一人一人の生徒の幅広い学習ニーズに応じた多様な可能性を伸ばす 高等学校教育の視点

- ・各学校・学科において、育てようとする人材像に応じて、育成すべき資質・能力を明確化し示すことについて
- ・高等教育機関への入学時点で求められる資質・能力との関係について
- ・職業人として求められる資質・能力との関係について

○中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26年12月）

1. 我が国の未来を見据えた高大接続改革

(2) 高等学校教育、大学教育を通じて育むべき「生きる力」「確かな学力」の明確化

(略) 高等学校教育、大学教育を通じて育むべき「生きる力」を、それを構成する「豊かな人間性」「健康・体力」「確かな学力」それぞれについて捉え直すと、以下のように考えることができる。

① 豊かな人間性

高等学校教育を通じて、国家及び社会の責任ある形成者として必要な教養と行動規範を身に付けること。大学においては、それを更に発展・向上させるとともに、国、地域社会、国際社会等においてそれぞれの立場で主体的に活動する力を鍛錬すること。

② 健康・体力

高等学校教育を通じて、社会で自立して活動するために必要な健康・体力を養うとともに、自己管理等の方法を身に付けること。大学においては、それを更に発展・向上させるとともに、社会的役割を果たすために必要な肉体的、精神的能力を鍛錬すること。

③ 確かな学力

学力の三要素を、社会で自立して活動していくために必要な力という観点から捉え直し、高等学校教育を通じて(i)これからの時代に社会で生きていくために必要な、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度(主体性・多様性・協働性)」を養うこと、(ii)その基盤となる「知識・技能を活用して、自ら課題を発見しその解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力」を育むこと、(iii)さらにその基礎となる「知識・技能」を習得させること。大学においては、それを更に発展・向上させるとともに、これらを総合した学力を鍛錬すること。

(2) 教科・科目の構成及び単位数について

<現状>

現行の学習指導要領等においては、各学校における教育課程の状況等を踏まえ、卒業に必要な単位は74単位としつつ、「高度な普通教育」及び「専門教育」を施す高等学校においては、普通教育として、すべての生徒に対し、日常生活を営む上で共通に必要なとされる知識・技能を習得させ、それを活用する能力を伸ばし、調和のとれた人間の育成を目指すとの観点から、必修教科・科目を設定しており、全学科共通で必修及び選択必修の教科・科目等の単位数は最低で38単位となっている（減単位をしない場合）。

また、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉の専門学科においては、我が国の産業経済の発展を担う人材を育成するため、一定の専門性を確保する観点から、専門教科・科目を25単位以上履修させることとしている。

総合学科は、幅広い選択科目の中から生徒が自ら科目を選択し学ぶことを特色としており、将来の職業選択など自己の進路への自覚を深める学習が重視されており、「産業社会と人間」を履修することとしている。

また、多様化が進む生徒の興味・関心、能力・適性、進路等に対応するため、自校以外での学習成果を単位認定する制度が段階的に整備されるとともに、各学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じて、特色ある教育課程の編成ができるようにされており（学校設定教科・科目）、これらがより効果的に実施される方策についても検討が求められる。

<検討事項>

共通性の確保：共通に育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目及び単位数の在り方についての視点

- ・新たな必修教科目の構成とその単位数について

多様化への対応：多様なニーズに応える学習を展開するために、共通に育成すべき資質・能力とのバランスを踏まえた教科・科目及び単位数、履修の在り方についての視点

- ・国語科、地理歴史科、公民科、情報科など、必修教科目の構成や単位数を変更する教科における選択科目の構成及び単位数について
- ・理数探究（仮称）と総合的な学習の時間や課題研究の関係について→資料5参照
- ・専門教科・科目による必修教科・科目の代替について
- ・学校設定教科・科目の在り方について（「産業社会と人間」を含む）

- ・学校外における学修等に関する単位認定について（大学等における学修、ボランティア活動等）

○学校教育法施行規則

第九十八条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- 二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修
- 三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

2. カリキュラム・マネジメントについて

<現状>

各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たち姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められる。

「カリキュラム・マネジメント」については、以下の3側面から捉えられる。

- ①各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ②教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
- ③教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

高大接続システム改革会議「最終報告」（平成28年3月）では、高等学校教育全体の質の確保・向上を図る観点から、新たに導入する「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の活用も含め、各学校が教育目標を実現するために教育課程を編成、実施、評価、改善していく「カリキュラム・マネジメント」を確立し、学校における「PDCAサイクル」を構築することの必要性を指摘している。

現行の学習指導要領では、学校や生徒の実態等に応じて義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことを指導計画の作成に当たって配慮すべき事項として新たに示された。具体的な工夫としては、ア. 各教科・科目の学習の中で、学び直しの機会を設ける、イ. 必履修教科・科目についていわゆる増単位を行い対応する、ウ. 学校設定教科・科目として学び直しを行う、の3つの方法が示されている。

また、総合的な学習の時間については、カリキュラム・マネジメントの中核としての位置づけ、また、特に高等学校においては「学ぶことの意義や価値の理解」を重視する方向で検討されている。

<検討事項>

共通性の確保：共通に育成すべき資質・能力を踏まえ、各学校・学科において求められる基本的なカリキュラム・マネジメントのための視点

- ・各学校・学科において、育てようとする人材像に応じて、育成すべき資質・能力を明確化し示すことについて（各学校において定める総合的な学習の時間の目標との関係を含む）→資料6参照
- ・学び直しをより充実させるための学習指導要領の示し方について→資料7参照

多様化への対応：多様なニーズに応える学習を展開するために、学校・学科として育成しようとする資質・能力の実現に向けて、効果的に教育活動を行うために必要なカリキュラム・マネジメントの視点

- ・大学における学修成果など学校外の学修を在籍校の単位として、より積極的に認めていくことについて

3. アクティブ・ラーニングの視点をいかした学習・指導の改善について

<現状>

「論点整理」においては、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、子供たちに育成すべき資質・能力を総合的に育むためには、学びの量とともに、質や深まりが重要であるとされ、各教科等における習得・活用・探究の学習過程全体を見渡しながらか、「深い学び」「対話的な学び」「主体的な学び」の三つの視点に立って学び全体を改善していくことが提言された。

(参考) アクティブ・ラーニングの視点

- i) 習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか。
- ii) 他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか。
- iii) 子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか。

このうち、「深い学び」の視点に基づく改善については、具体的なイメージがつかみにくいことなどから、十分ではないのではないかと指摘がなされている。このため、総則・評価特別会において、各教科等別ワーキンググループの検討状況を踏まえつつ、特に「学び」の視点から検討が行われた。

資質・能力の育成や学習の深まりの鍵となるものとして、各教科等の特質に応じ育まれる「見方や考え方」が重要との指摘がされた。「見方や考え方」とは、様々な事象等を捉える各教科等ならではの視点や、各教科等ならではの思考の枠組みであり、こうした「見方や考え方」と育成すべき資質・能力の関係について、次のように整理されている。

- ・「見方や考え方」は、知識・技能を構造化して身に付けていくために不可欠である。「見方や考え方」を働かせながら、知識・技能を習得したり、知識・技能を活用して探究したりすることにより、知識を他と関連づけて定着させたり、構造化された新たな知識として習得したり、技能を習熟・熟達させたりすることができる。
- ・「見方や考え方」が成長することにより、思考力・判断力・表現力が豊かなものとなり、より広い領域や複雑な事象をもとに思考・判断・表現できる力として育成されていく。
- ・学びに向かう力や人間性の育成には、どのような「見方や考え方」を通じて社会や世界にどのように関わるかという点が大きく作用している。

さらに、各教科等の特質に応じ育まれる「見方や考え方」は、相互に影響し合いながら成長していくものと考えられ、特に、総合的な学習の時間や特別活動といった、教科以外のいわゆる領域は、教科横断的な学びや実践的な集団活動等を通じて、各教科において育まれた「見方や考え方」を総合・統合させながら、各領域の特質に応じた「見方や考え方」を育てていくものと整理されている。

また、「論点整理」及び総則・評価特別部会における検討を通じて、アクティブ・ラーニングの視点に関係して、「この型を取り入れなければアクティブ・ラーニングではない」「この方法を実施しておけば見直しの必要はない」というような、「型」に着目した理解がなされることについての懸念が繰り返し指摘されている。

<検討事項>

アクティブ・ラーニングの視点に基づく学習・指導の改善は、「共通性の確保」「多様化への対応」の両方の視点から共通に重視されるべきことと考えられる。

それを踏まえて、高等学校教育におけるアクティブ・ラーニングの視点を踏まえた学習・指導の改善を推進していく上で必要な視点について。

- ・生徒が多様な進路に選択することを踏まえて、キャリア教育の観点を踏まえた学習・指導の改善の推進について →**資料8参照**
- ・歴史系科目や生物など、高等学校教育における教材で扱われる用語が膨大になっていることが学習上の課題となっている科目については、各教科の見方や考え方につながる重要な概念を中心に、用語の重点化や構造化を図ることについて
- ・各学校におけるアクティブ・ラーニングの視点をいかした指導の改善を促進するために、指導体制の充実、ICTを含めたインフラ環境の整備等について

【参考1】初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ ～高校教育の質の確保・向上に向けて～（平成26年6月）〈抄〉

第2章 高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的考え方

1. 「共通性の確保」と「多様化への対応」

- これまで触れてきたとおり、高等学校や生徒の多様化が進む一方で、高校教育に共通に求められるものは何かといった視点が弱くなっており、社会・産業界から社会の一員として最低限必要な資質・能力を身に付けるべきといった指摘や、大学から高等学校段階での学力を確実に身に付けるべきといった声がある。
- 本部会においては、これらの指摘も踏まえ、高校教育の共通性を確保するため、全ての生徒が共通に身に付ける資質・能力について、「コア」と位置付けた上で、その範囲・要素と評価の在り方について整理した。

また、同時に、高等学校や生徒が多様化している中で、様々な幅広い学習ニーズにきめ細やかに対応することも求められるところであり、両者のバランスに配慮しながら高校教育の質の確保・向上を図ることが必要である。現在抱えている課題等も踏まえつつ、その基本的な考え方を以下に示すこととする。

2. 全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の育成〈共通性の確保〉

(1) 高校教育として求められる質の確保に係る課題

- 高校教育の多様化は、結果として、生徒が高等学校の学習で何をどの程度習得したのかを見えにくくもしている。また、学校によっては、とすれば履修させることに重点が置かれ、単位認定されていても期待される資質・能力を十分身に付けていない場合があることも指摘されており、高校生としての最低限の資質・能力を身に付けないまま卒業しているケースも見られる。こうしたことが、高校教育に対する信頼性のゆらぎにもつながっており、教育活動のプロセスに関し透明性の向上や説明責任を求める声とともに、高校教育の質の確保に対する要請が高まる要因となっている。
- 質の確保の成否は、何より、生徒の教育に直接携わる教員や学校の取組の内容に負うところが大きく、各学校・教員による積極的な取組が求められるが、同時に、国においても、学校・教員の取組への支援とともに、公的システムによる質の担保を図っていく責任がある。
- 高校教育の多様化への対応が重要であればこそ、その中で生じてくる質の確保の問題には、一層積極的に対応していくことが求められる。このことを踏まえつつ、「高等学校とは何か」について新たに共通認識を図り、高校教育全体の質の確保を目指していく必要がある。

(2) 全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力「コア」

① 「コア」の範囲

- 学校教育法は、高等学校の目的を「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと」と規定するとともに、高等学校の目標として、「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者としての必要な資質を養う」こと等を規定している。

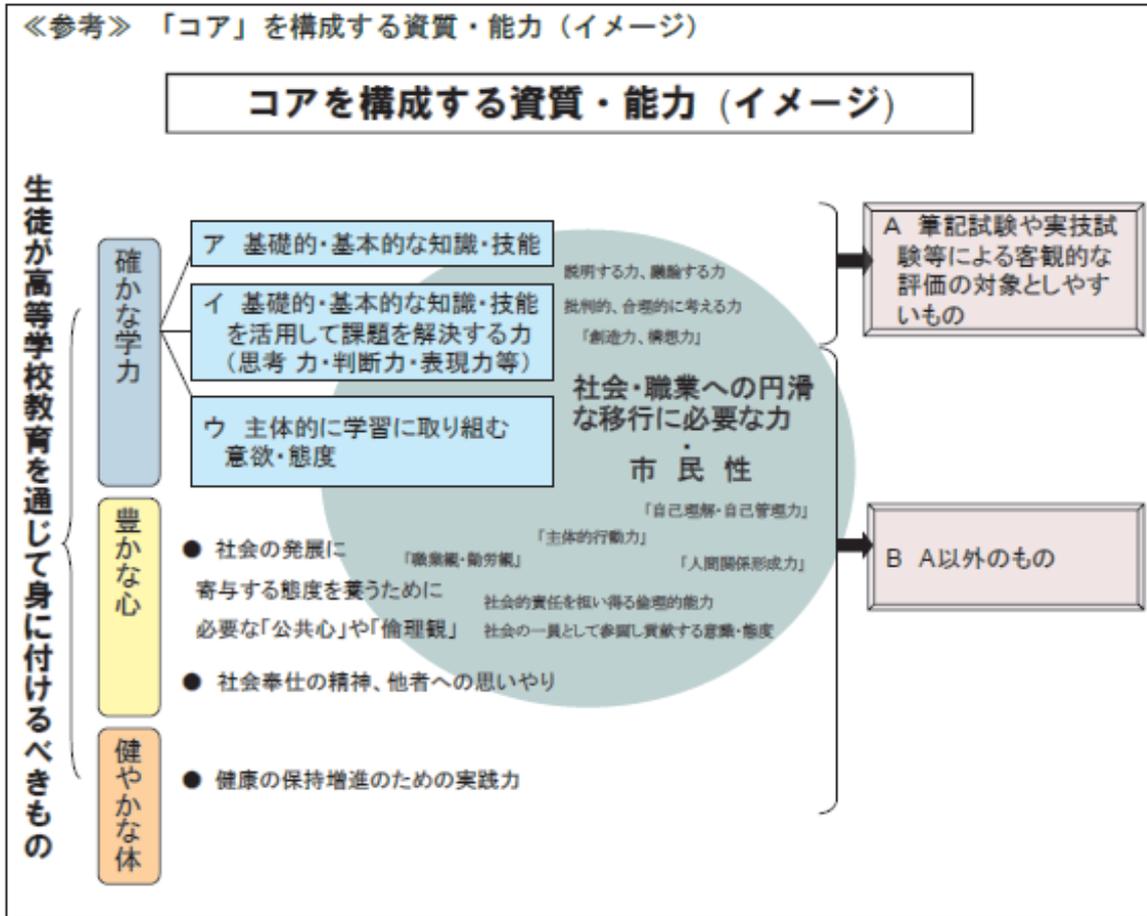
また、小・中・高等学校を通じ、その教育の実施上、特に配慮すべき事項として、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、学力の重要な三要素としての「基礎的な知識及び技能を習得させる」

こと、「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむ」こと、「主体的に学習に取り組む態度を養う」ことを求めている。

- 学校教育法が規定したこれらの力は、いずれも学習指導要領が重視する「生きる力」を支える資質・能力であり、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を図るとともに、学力の重要な三要素を位置付けた同法の教育理念は、「生きる力」の育成の理念と重なるものである。
- 「生きる力」の育成は、全ての高等学校にとっての共通の目標であり、以上を踏まえれば、「コア」の範囲については、「確かな学力」、「豊かな心」及び「健やかな体」（知・徳・体）のいずれの領域にも及ぶものと捉えることができる。

②「コア」を構成する資質・能力

- 変化の激しい社会にあって、働く人々に求められる能力は高度化しており、身に付けた専門知識や技能がすぐに陳腐化したり、新たな知識・技能の習得を次々に迫られたりするなど、求められる対応のスピードも速くなっている。
- 一方、求められる知識・技能の変化が激しいからこそ、誰にとっても、生涯にわたって学び続けることの必要性がますます大きくなり、そのための基盤となる力を身に付けることが、改めて重要となっている。さらに、どのような職業においても共通に求められる汎用的能力の基礎となる力や、市民社会の形成者として求められる能力等は、近い将来職業人となり、また、全員が主権者となる高校生が確実に身に付けることが必要である。
- 高等学校は、進学や就職といった生徒の進路にかかわらず、中学校卒業後のほぼ全ての者が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるとともに、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関となる。
- 社会で自立し、社会に参画・貢献していく人材の育成を推進していく観点からは、「確かな学力」を構成する「学力の三要素」とともに、特に、次の力を、「コア」を構成する資質・能力の重要な柱として重視していくべきと考える。
 - ・社会・職業への円滑な移行に必要な力
 - ・市民性（市民社会に関する知識理解、社会の一員として参画し貢献する意識など）
- さらに、「コア」を構成する資質・能力としては、これらの柱を更に具体化したもの等として、以下のような資質・能力を挙げるができる。
 - ・言語を活用して批判的に考える力、分かりやすく説明する力、議論する力
 - ・新たな価値観や考え方を創り出す力やものづくり力などを含めた「創造力」
 - ・多様な他者の考えや立場を理解する力や、相手の話を聴く力、コミュニケーション力などを含めた「人間関係形成力」
 - ・自ら課題に挑戦していく力などを含めた「主体的行動力」
 - ・今後の自分自身の可能性を含めて自らを肯定的に理解するとともに、自らの思考や感情を律し、今後の成長のために進んで学ぼうとする「自己理解・自己管理力」
 - ・生徒が将来の進路を決定するために必要な「勤労観・職業観」、労働者としての権利・義務の理解など社会的・職業的自立の上での基礎的・基本的な知識・技能
 - ・社会の発展に寄与する意識・態度などの「公共心」
 - ・社会奉仕の精神、他者への思いやり



(3) 全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の把握・評価

- (2) で示したように、高校教育における「コア」を知・徳・体の幅広い領域に及ぶものと捉えた場合、「コア」として求められる資質・能力を生徒が身に付けたかどうかを、どのように把握し、評価していくかが重要となる。
- 「コア」を構成する資質・能力の中には、例えば知識の量や実習で身に付ける基本的な職業技術の状況等のように、筆記試験や技能試験等の手段により客観的な把握を比較的容易に行えるものと、そうでないものがある。評価の取組を進めるに当たっては、こうした様々な資質・能力について、それぞれの性質に応じた適切な方法による把握を行い、評価の充実を図っていく必要がある。

Ⅲ 高大接続システム改革の実現のための具体的方策

1. 高等学校教育改革

(6) 高等学校教育の質の向上に向けたカリキュラム・マネジメントの確立とPDCAサイクルの構築

- 高校生が身に付けるべき基礎学力の確実な育成を図るためには、高校生が自らの基礎学力を把握し、学習の改善を図ることはもとより、高等学校教育全体の質の確保・向上を図ることが不可欠である。この高等学校教育全体の質の確保・向上を図るための仕組みとして、新たに導入する「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の活用も含め、各学校が教育目標を実現するために教育課程を編成、実施、評価、改善していく「カリキュラム・マネジメント」を確立し、学校における「PDCAサイクル」を構築する。
- 具体的には、各学校において、以下のような取組を進める。
 - P) ・学校ごとの教育目標の設定、教育課程の編成、指導計画の作成・見直し
 - D) ・アクティブ・ラーニングの視点からの学習の充実を図るとともに義務教育段階を含めた学び直し等を行う授業など多様な教育活動の展開
 - C) ・日々の学習成果の指導要録等への適切な反映など多面的な学習評価の充実
 - A) ・学習評価の結果や把握した基礎学力の定着度に基づく改善点等の教育目標や教育課程、指導計画、教材研究への反映
- また、上記の取組を支えるため、国や設置者等において以下の支援を行う。
 - P) ・「高大接続改革実行プラン」等の策定
 - ・設置者ごとの高等学校教育の充実に向けた計画の立案
 - D) ・学習指導要領の改訂
 - ・教員の養成・採用・研修の一体的な改革の推進
 - ・教員配置等を通じた指導体制の整備
 - ・設置者が設定した目標・計画に基づく様々な施策の展開
 - C) ・多面的な評価を行うための指導要録の改善
 - ・「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の導入、校長会等が実施する農業、工業、商業等の検定試験の活用促進、各種民間検定の普及推進など
 - A) ・上記の結果に基づく高等学校への指導体制の充実や教育施策の検証・改善
 - ・設置者による計画等の改善や教員研修の充実